代理人の有無

[[1]](#footnote-1)地縁による団体の名称及び代表者の氏名

名称

代表者名

１　代理人の有無

　（１）有

　　　　代理人

　　　　　住所

　　　　　氏名

　（２）無

1. ‬※「代理人」は、地方自治法第260条の８の代理人及び第260条の10の特別代理人のことです。

参考：地方自治法

第260条の８　認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第260条の10　認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。 [↑](#footnote-ref-1)